

築川ダム周辺自然環境検討専門委員会規約

(目 的)

第 1 条

築川ダム周辺自然環境検討専門委員会（以下『委員会』という）は、築川ダム建設に伴う事業区域周辺の環境調査結果を踏まえ、ダム事業全体の今後の環境保全の方針並びに保全措置の計画検討を目的とする。

(検 討 内 容)

第 2 条

- (1) 現在までの調査経緯及び内容を踏まえ、今後の調査方針。
- (2) 調査結果に基づき、環境保全の方針と保全措置等の計画。

(組 織)

第 3 条

- (1) 委員会は、別表に定める委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は委嘱された年の翌年度末までとする。

(運 営)

第 4 条

- (1) 委員会には、委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- (4) 委員長は、運営のため必要と認められる場合には、委員以外のものを出席させ意見を聞くことができる。
- (5) 委員会の運営に関し定めのない事項については、委員長の指示によるものとする。
- (6) 委員会の招集については、委員長が必要と認める都度開催するものとする。
- (7) 委員会は、委員の半数以上の出席をもって、開催することができる。

事 務 局)

第 5 条

委員会の事務局は、岩手県築川ダム建設事務所に置く。

(付 則)

- この規約は、平成13年12月27日から適用する。
この規約は、平成15年 3月 7日から適用する。
この規約は、平成15年 6月24日から適用する。
この規約は、平成19年 8月 3日から適用する。
この規約は、平成20年 7月31日から適用する。
この規約は、平成21年 9月 2日から適用する。
この規約は、平成22年 9月16日から適用する。
この規約は、平成23年11月11日から適用する。
この規約は、平成29年 4月10日から適用する。